

様式第二号の八（第八条の四の五関係）

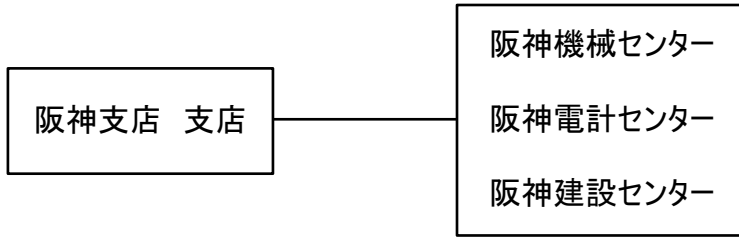
（第1面）

産業廃棄物処理計画書						
令和 5年 6月 6日						
堺 市長 殿						
提出者 住 所 兵庫県尼崎市東向島西之町1番地 氏 名 日鉄テックスエンジ株式会社 阪神支店 常務執行役員 支店長 湯村 英治 電話番号 06-6411-8599						
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。						
事業場の名称	日鉄テックスエンジ株式会社 阪神支店					
事業場の所在地	兵庫県尼崎市東向島西之町1番地					
計画期間	令和 5年 4月 1日 ～ 令和 6年 3月 31日					
当該事業場において現に行っている事業に関する事項						
①事業の種類	機械器具設置工事・一般電気工事・電気通信工事・一般土木建築工事					
②事業の規模	完成工事高 7,229百万円					
③従業員数	従業員数 374人					
④産業廃棄物の一連の処理の工程	<table border="1" style="width: 100%;"><tr><td style="text-align: center;">作業工程 新築工事 改修工事</td><td style="text-align: center;">⇒</td><td style="text-align: center;">建設副産物 ・汚泥・廃プラ・木くず ・ガラスくず・がれき類 ・建設混合廃棄物 ・水銀使用製品産廃 ・廃電気機械器具 ・廃石綿等（飛散性）</td><td style="text-align: center;">⇒</td><td style="text-align: center;">処理業者 に委託</td></tr></table>	作業工程 新築工事 改修工事	⇒	建設副産物 ・汚泥・廃プラ・木くず ・ガラスくず・がれき類 ・建設混合廃棄物 ・水銀使用製品産廃 ・廃電気機械器具 ・廃石綿等（飛散性）	⇒	処理業者 に委託
作業工程 新築工事 改修工事	⇒	建設副産物 ・汚泥・廃プラ・木くず ・ガラスくず・がれき類 ・建設混合廃棄物 ・水銀使用製品産廃 ・廃電気機械器具 ・廃石綿等（飛散性）	⇒	処理業者 に委託		

（日本工業規格 A列4番）

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)



産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	【前年度（令和4年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	汚泥	廃プラスチック類
	排出量	564.12 t	0.35 t
	(これまでに実施した取組) ・分別を心がけ廃棄物としての排出を減量する。		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	汚泥	廃プラスチック類
	排出量	507.71 t	0.32 t
	(今後実施する予定の取組) ・引き続き、分別を推進し、廃棄物としての排出を減量する。		

産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) ・混合廃棄物を分別し、可能なものは有価物として処理する。
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) ・引き続き、混合廃棄物の分別に取り組む。

木くず	ガラスくず	がれき類	建設混合廃棄物
83.05 t	8.00 t	1,410.19 t	353.43 t

木くず	ガラスくず	がれき類	建設混合廃棄物
74.75 t	7.20 t	1,269.17 t	318.09 t

水銀使用製品 (HID)	廃電気機械器具		
0.02 t	0.34 t	t	t

水銀使用製品 (HID)	廃電気機械器具		
0.02 t	0.31 t	t	t

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項			
①現状	【前年度（令和4年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	汚泥	廃プラスチック類
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	0.00 t	0.00 t
	(これまでに実施した取組) ・該当無し。		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	汚泥	廃プラスチック類
	自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	0.00 t	0.00 t
	(今後実施する予定の取組) ・該当無し。		
自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項			
①現状	【前年度（令和4年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	汚泥	廃プラスチック類
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	0.00 t	0.00 t
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	0.00 t	0.00 t
(これまでに実施した取組) ・該当無し。			
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	汚泥	廃プラスチック類
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	0.00 t	0.00 t
	自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	0.00 t	0.00 t
(今後実施する予定の取組) ・該当無し。			

木くず	ガラスくず	がれき類	建設混合廃棄物
0.00 t	0.00 t	0.00 t	0.00 t

木くず	ガラスくず	がれき類	建設混合廃棄物
0.00 t	0.00 t	0.00 t	0.00 t

木くず	ガラスくず	がれき類	建設混合廃棄物
0.00 t	0.00 t	0.00 t	0.00 t
0.00 t	0.00 t	0.00 t	0.00 t

木くず	ガラスくず	がれき類	建設混合廃棄物
0.00 t	0.00 t	0.00 t	0.00 t
0.00 t	0.00 t	0.00 t	0.00 t

水銀使用製品 (HID)	廃電気機械器具		
0.00 t	0.00 t	t	t

水銀使用製品 (HID)	廃電気機械器具		
0.00 t	0.00 t	t	t

水銀使用製品 (HID)	廃電気機械器具		
0.00 t	0.00 t	t	t
0.00 t	0.00 t	t	t

水銀使用製品 (HID)	廃電気機械器具		
0.00 t	0.00 t	t	t
0.00 t	0.00 t	t	t

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項			
①現状	【前年度（令和4年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	汚泥	廃プラスチック類
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	0.00 t	0.00 t
	（これまでに実施した取組） ・該当無し。		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	汚泥	廃プラスチック類
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	0.00 t	0.00 t
	（今後実施する予定の取組） ・該当無し。		
産業廃棄物の処理の委託に関する事項			
①現状	【前年度（令和4年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	汚泥	廃プラスチック類
	全処理委託量	564.12 t	0.35 t
	優良認定処理業者への処理委託量	564.12 t	0.00 t
	再生利用業者への処理委託量	546.21 t	0.29 t
	認定熱回収業者への処理委託量	0.00 t	0.00 t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者	0.00 t	0.00 t
	（これまでに実施した取組） ・再生利用可能なものの再資源化を推進するため、再生利用率の高い事業者へ処理委託する。 ・適正処理を確認するため現地視察を実施する。		

木くず	ガラスくず	がれき類	建設混合廃棄物
0.00 t	0.00 t	0.00 t	0.00 t

木くず	ガラスくず	がれき類	建設混合廃棄物
0.00 t	0.00 t	0.00 t	0.00 t

木くず	ガラスくず	がれき類	建設混合廃棄物
83.05 t	8.00 t	1,410.19 t	353.43 t
83.05 t	8.00 t	82.14 t	324.61 t
74.75 t	8.00 t	1,328.05 t	283.22 t
0.00 t	0.00 t	0.00 t	0.00 t
0.00 t	0.00 t	0.00 t	0.00 t

水銀使用製品 (HID)	廃電気機械器具		
0.00 t	0.00 t	t	t

水銀使用製品 (HID)	廃電気機械器具		
0.00 t	0.00 t	t	t

水銀使用製品 (HID)	廃電気機械器具		
0.02 t	0.34 t	t	t
0.02 t	0.34 t	t	t
0.02 t	0.34 t	t	t
0.00 t	0.00 t	t	t
0.00 t	0.00 t	t	t

②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	汚泥	廃プラスチック類
	全処理委託量	507.71 t	0.32 t
	優良認定処理業者への処理委託量	507.71 t	0.00 t
	再生利用業者への処理委託量	491.59 t	0.26 t
	認定熱回収業者への処理委託量	0.00 t	0.00 t
	認定熱回収業者以外 の熱回収を行う業者 への処理委託量	0.00 t	0.00 t
(今後実施する予定の取組) ・引き続き、再生利用率の高い事業者へ処理委託する。 ・同上、適正処理を確認するため現地視察を実施する。			
※事務処理欄			

木くず	ガラスくず	がれき類	建設混合廃棄物
74.75 t	7.20 t	1,269.17 t	318.09 t
74.75 t	7.20 t	73.93 t	292.15 t
67.28 t	7.20 t	1,195.25 t	254.90 t
0.00 t	0.00 t	0.00 t	0.00 t
0.00 t	0.00 t	0.00 t	0.00 t

水銀使用製品 (HID)	廃電気機械器具		
0.02 t	0.31 t	t	t
0.02 t	0.31 t	t	t
0.02 t	0.31 t	t	t
0.00 t	0.00 t	t	t
0.00 t	0.00 t	t	t

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額(前年度実績)、建設業の場合における元請完成工事高(前年度実績)、医療機関の場合における病床数(前年度末時点)等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程(当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。)を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者)への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者)である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。